

一般財団法人群馬陸上競技協会慶弔規定

(目 的)

第1条 群馬陸上競技協会会員ならびに会員の家族に慶弔事あるときはこの規定により対応する。

(適用範囲)

第2条 本規定は群馬陸上競技協会に会費を納入し登録している会員に適用する。

(慶 事)

第3条 会員の慶事については、正副会長、理事長で検討する。

(死 亡)

第4条 会員が死亡したときは生花1基ならびに弔電を贈る。

(家族等の死亡)

第5条 一般会員の家族(1親等)及び配偶者が死亡したときは弔電を贈る。

2 会長、副会長、理事長の家族(1親等)及び配偶者が死亡したときは生花1基ならびに弔電を贈る。

(顧問・参与について)

第6条 顧問、参与本人並びに家族(1親等)及び配偶者が死亡したときは生花1基ならびに弔電を贈る。

(その他)

第7条 その他必要に応じて、正副会長、理事長が協議して決める。